

議員案第2号

佐野市地酒で乾杯を推進する条例の制定について
佐野市地酒で乾杯を推進する条例を次のように定めます。

平成26年6月20日提出

提出者 佐野市議会議員 若田部 治 彦

賛成者 佐野市議会議員 高 橋 功

〃 金 子 保 利

〃 鶴 見 義 明

〃 春 山 敏 明

〃 篠 原 一 世

佐野市地酒で乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、佐野の地酒による乾杯を推進することにより、地場産業の振興及び郷土愛の醸成に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、佐野の地酒による乾杯の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 佐野の地酒の生産、販売等に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、佐野の地酒による乾杯を推進するために、主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う佐野の地酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

理 由

佐野の地酒による乾杯を推進することにより、地場産業の振興及び郷土愛の醸成に寄与するため本条例を制定したいので提案するものです。